

(仮称) 魚津市上野方地域複合施設新築工事設計業務  
公募型プロポーザル実施要項

令和6年4月25日  
魚津市  
(担当：総務部地域協働課)

## 1. プロポーザルの概要

- (1) 名称 (仮称) 魚津市上野方地域複合施設新築工事設計業務公募型プロポーザル
- (2) 方式 公募型プロポーザル
- (3) 目的 (仮称) 魚津市上野方地域複合施設は、上野方コミュニティセンター（以下「上野方CC」という。）を核として、魚津市社会福祉協議会事務所（以下「社協事務所」という。）及び魚津市消防団上野方分団詰所（以下「消防団詰所」という。）が併設したものを想定しています。

上野方CC、社協事務所及び消防団詰所は、それぞれの施設が老朽化しており、市民等が安全・安心に利用できるよう、新たに（仮称）魚津市上野方地域複合施設の整備を行います。施設整備にあたっては、公共施設を集約することにより、利便性の向上、各事業活動の活性化及び効率化を図ります。

上野方地域の地域振興活動の拠点とするほか、地域住民をはじめ、市内外からの利用者、子ども、若者、高齢者、障がい者などあらゆる人々が交流し、地域共生社会実現のための基幹となるコミュニティ施設、さらには、災害時においては地域住民の安心・安全を守るための地域防災拠点となることを目指します。

そうしたことから、新たに（仮称）魚津市上野方地域複合施設の整備を行うにあたり、基本設計及び実施設計等の委託者を、専門家の技術力・問題解決力や創造力に期待し、公募型プロポーザルにおいて設計候補者を選定することにしました。

選定は、（仮称）魚津市上野方地域複合施設新築工事設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行います。

- (4) 担当課 魚津市総務部地域協働課  
〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
TEL：0765-23-1131 FAX：0765-23-1051  
E-mail：chiiki-kyodo@city.uozu.lg.jp

## 2. 業務の概要

- (1) 業務名 (仮称) 魚津市上野方地域複合施設新築工事設計業務
- (2) 業務内容 (仮称) 魚津市上野方地域複合施設の新築工事及び外構工事に係る基本設計、実施設計（地盤調査、建築確認等各種申請を含む。）
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和7年2月末まで（約8か月間）  
ただし、令和6年10月末までに基本設計を完了し、概算工事費及び図面（位置図、平面図、立面図、完成予想図）を提出することとする。
- (4) 委託上限額 5,000万円（消費税及び地方消費税含む。）

## 3. 発注者

魚津市

## 4. 参加資格要件

- (1) 資格要件
- 参加は、単独企業、共同企業体を問いません。ただし、共同企業体での参加の場合であっても、その全ての者が以下の要件を満たしていることとします。（下記②については、共同企業体を構成する者のうち、1者以上が要件を満たしていれば可とします。）
- ① 参加表明書を提出するまでに魚津市における設計業務に係る入札参加有資格者であること。
  - ② 富山県内に本社があること。
  - ③ 平成12年以降、日本国内における、集会所（公民館、コミュニティセンター等）の新増築の

設計実績（500 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>程度）があること。（発注者が、国及び地方公共団体（独立行政法人等これに準じる機関も含む。）であることを問わない。また、共同企業体の構成員での実績を含む。ただし、建築物の大規模な修繕若しくは大規模な模様替えは除く）。

- ④ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立がなされている者でないこと。
- ⑦ 設計業務に関し、国及び地方自治体から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑧ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号による暴力団及び第 6 号に規定する暴力団関係者でないこと。

## （2）業務従事者の資格等

- ① 統括責任者及び主任技術者は建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。
- ② プロポーザル参加表明書に記載した統括責任者及び主任技術者は、設計者として選定され魚津市と契約した場合は、必ず本業務を担当すること。

## 5. 工事計画の概要

「（仮称）魚津市上野方地域複合施設建築に関する工事計画概要 **別紙 1**」（以下、「計画概要」という。）のとおり。

## 6. プロポーザルの提案課題

本プロポーザルにおいて、工事計画概要を踏まえ、この要項にある『10 提出書類』の項に従って提案してください。なお、技術提案書における提案課題は次によるものとするほか、当該課題に関連する内容であれば、工事計画概要で定める建設費の範囲内で、施設の計画に新たな提案を盛り込むことも可能とします。

### 《提案課題》

#### （1）複合施設設置位置のイメージ

- ア 周辺施設（体育館、つくし学園）との連携や複合施設の利便性に優れた配置について
- イ 地域住民の誇りである景観（施設からの眺望）を活かすことへの配慮について
- ウ 緊急車両（消防車）運用や、つくし学園利用者の十分な安全性について

#### （2）外観などのイメージ

- ア 地域のシンボルとなる施設の外観について
- イ 子ども、若者、高齢者、障がい者などあらゆる人々が、気軽に遠慮することなく出入りできると感じるような親しみやすく優しい施設の外観について
- ウ 周辺の景観との調和について

#### （3）施設内の諸室等のイメージ

- ア 上野方 CC、社協事務所、消防団詰所の各管理区分の明確化について
- イ 様々な活動に利用できる部屋の配置について
- ウ 子ども、若者、高齢者、障がい者などあらゆる人々の利用への配慮について
- エ 内装の木質化について

#### （4）安全性・経済性への配慮

- ア 災害時の施設の有効活用について
  - イ 建設・維持管理コストを抑えるための工夫について
  - ウ 建築物の長寿命化や劣化を防止するための対策について
  - エ ランニングコストの縮減について
- (5) 環境への配慮
- ア ゼロカーボンに向けた環境配慮対応、ZEB 認証取得に向けた配慮や再生可能エネルギー活用の可能性等について

## 7. プロポーザルの審査及び選定方法

### (1) 審査・選定方法

本プロポーザルは、審査委員会による二段階審査方式で行います。

第一段階審査は、応募者からの提出書類等により、ヒアリングに参加を要請する者を5者選定します。

なお、参加表明者が5者以下のときは、本審査を省略し第二段階審査を実施するものとします。

第二段階審査は、ヒアリング参加要請者を対象として、提出書類を用いてヒアリングを行い、最優秀者等を選定します。（第一段階審査の結果は評価の対象としません。）

### (2) 評価基準

評価は、「(仮称)魚津市上野方地域複合施設新築工事設計業務公募型プロポーザル評価基準別紙2」(以下「評価基準」という。)に基づき行います。

## 8. スケジュール

- ① 実施要項の公告(魚津市ホームページ掲載)  
令和6年4月25日(木)
- ② 参加表明書の提出期間  
令和6年4月26日(金)～令和6年5月10日(金)午後5時まで
- ③ 技術提案書の提出に係る質問受付期間  
令和6年5月9日(木)～令和6年5月17日(金)午後5時まで
- ④ 技術提案書の提出期間  
令和6年5月20日(月)～令和6年6月4日(火)午後5時まで
- ⑤ 第一段階審査(書類選考)  
令和6年6月中旬
- ⑥ 第一段階審査結果発表及び通知  
令和6年6月中旬
- ⑦ 第二段階審査(ヒアリング)  
令和6年6月下旬
- ⑧ 第二段階審査結果発表及び通知  
令和6年6月下旬

## 9. プロポーザルの作成上の基本事項

プロポーザルは設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部(図面、模型、模型写真、透視図等)の作成や提出を求めるものではありません。具体的な設計作業は、発注者と協議のうえ開始することとします。

## 10. 提出書類

### (1) 参加表明書

- ① 参加表明書表紙（様式1）
- ② 会社・事務所の技術者の人数（様式2）
- ③ 総括責任者・主任技術者（様式3）
- ④ 集会所（公民館、コミュニティセンター等 500 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>程度）の新築設計業務実績（様式4）

※添付資料として、様式4に記載した業務について1件分の契約書（写し）を1部提出してください。

(2) 技術提案書

- ① 技術提案書表紙（様式5）
- ② 複合施設設置位置のイメージ（様式6）
- ③ 外観などのイメージ（様式7）
- ④ 施設内の諸室等のイメージ（様式8）
- ⑤ 安全性・経済性への配慮（様式9）
- ⑥ 環境への配慮（様式10）
- ⑦ 設計費見積書（様式11）

※「（仮称）魚津市上野方地域複合施設新築工事設計業務公募型プロポーザル提出書類様式一覧別紙3」を参考に記載してください。

※様式の余白については自由に設定しても可。

## 11. 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 提出方法 | 参加表明書提出書類（（様式1）から（様式4）まで）を10部持参又は郵送すること。うち1部は製本せず、クリップ留めとすること。  |
| (2) 提出先  | 魚津市総務部地域協働課   |
| (3) 提出期限 | 令和6年5月10日（金）午後5時まで（必着）  |
| (4) 参考資料 | 本プロポーザルを実施するにあたり、次に掲げる参考資料を地域協働課内にて公表します。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・建設予定地付近見取図</li> <li>・現在の上野方CC、社協事務所、消防団詰所の建物図面</li> </ul> （注1）地域協働課との事務連絡のため、参加表明書を提出した事業者は、以下のアドレスに件名を「【事業者名】プロポーザル参加表明」とし、本プロポーザルにおける連絡担当者名を記載のうえ、メールを送信してください。<br>E-mail : chiiki-kyodo@city.uozu.lg.jp |

## 12. 技術提案書の提出に係る質問の受付及び回答

質問は、原則として文書（様式は自由としますが、規格はA4判とします。）を持参、郵送又は電子メールにより受け付けます。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 受付担当課 | 魚津市総務部地域協働課                                     |
| (2) 受付期間  | 令和6年5月9日（木）～令和6年5月17日（金）午後5時まで（必着）              |
| (3) 回答日   | 市HPで順次回答  |
| (4) 回答方法  | 質問者名を伏せて市ホームページ上で回答<br>※回答の内容は、本実施要領等の修正とみなします。 |

## 13. 技術提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 提出方法 | 技術提案書提出書類（（様式5）から（様式10）まで）を10部持参又は郵送すること。うち1部は製本せず、クリップ留めとすること。 |
|----------|---|

- (2) 提出先 魚津市総務部地域協働課
- (3) 提出期限 令和6年6月4日(火)午後5時まで(必着)

## 14. 審査の結果及び通知

### (1) 第一段階審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された「参加表明書」と「技術提案書」を基にヒアリング参加要請者を5者選定し、選定された者にヒアリング参加要請書を送付します。また、選定されなかった者にも通知します。

なお、参加表明者が5者以下のときは第一段階審査を省略し、全員にヒアリング参加要請書を送付します。

### (2) 第二段階審査及び結果の通知

審査委員会が、ヒアリング参加要請者からの提出書類を基にヒアリングを実施し、評価基準に基づき総合的に審査のうえ、本業務に最適な候補者を選定します。選定された者に対して所定の手続きが終了次第、その旨を書面により通知します。また、選定されなかった者に対しても、その旨を書面にて通知します。

## 15. ヒアリングの実施

### (1) 日 程 令和6年6月中旬～6月下旬

### (2) 場 所 後日指定(ヒアリング参加要請に合わせて通知する)

### (3) 方 法

- ① ヒアリング時間は30分程度(説明15分程度 質疑10分程度 交代5分)
- ② ヒアリングでの入室は、3名までとします。
- ③ 会場にはホワイトボード、大型モニターを用意するので、提案書と同じもの(サイズを問わない)を掲示又は投影し説明を行うことができます。また、文字等を見やすくするため、提案書の一部を拡大表示することも可能ですが、追記およびアニメーション加工、着色・音声編集は不可とします。

※説明のための資料(模型を含む)を追加して提出することも不可とします。

## 16. 業務の委託等

### (1) 契約の交渉

魚津市は、最も優れた提案書の提出者として選定された者と、速やかに設計委託の契約の交渉を行うものとします。辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとします。

### (2) 設計業務委託料

設計業務委託料は、魚津市が定める方法により算出して得た額を上限として、随意契約により締結します。

### (3) その他

発注者は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されません。

## 17. 失格事項

(1) 参加表明書及び技術提案書が次に掲げる事項に該当するときは失格とします。また、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とします。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- ④ 明らかに本業務の内容から逸脱すると思われる記載があるもの
  - ⑤ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの
  - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの、又は、既に発表されたものと同ー若しくは類似の提案又は盗用した疑いがあると認めたもの
  - ⑦ 技術提案書の設計費用の見積書金額が2. (4)の委託上限額を超える場合
- (2) 応募者が、次に掲げる事項に該当するときは、失格とします。
- ① 応募者が、この要項に定める手続き以外の方法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
  - ② プロポーザル関係書類を複数案提出した場合
  - ③ ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
  - ④ 応募者が他応募者の協力事務所となっていた場合
  - ⑤ その他審査委員会が不相当と認めた場合

## 18. 参加報酬等

応募者への報酬はありません。

## 19. その他の留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとし、
- (2) プロポーザルに記載した主任技術者は、傷病、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き変更できないものとし、
- (3) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。また、魚津市は、参加表明書及び技術提案書を保存及び図録等により公表する権利を有するものとし、その使用料等は無償とします。
- (4) 参加表明書及び技術提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。
- (6) このプロポーザルに応募した者は、この実施要項に同意したものとみなします。